

2023/7/1

かかりつけ医師に「診療情報提供書」を作成依頼の際は、
下表の「受入基準」をお伝えのうえ診断（病児・病後児保育の可否）を行ってい
ただく旨をお伝えください。

1 小児総合医療センター 病児・病後児保育室 受入基準

受入可能な疾患、症状

- 1：発熱、感冒、下痢など
(水分摂取可能で全身状態が安定し、当面、症状の急変が認められない状態)
- 2：感染症疾患は以下の状態となっている場合
 - (1) おたふくかぜ：強い疼痛なく水分摂取可能
 - (2) みずぼうそう⇒すべての発疹が乾いたかさぶたの状態
※ 新型コロナウイルス患者陽性者、RSウイルス、インフルエンザは全
身状態が落ち着いていれば利用可能
 - (3) インフルエンザの受け入れについて
抗ウイルス薬を服用後、解熱傾向3日目より受け入れいたします
- 3：気管支喘息等の慢性疾患
- 4：やけど、骨折等の外傷性疾患の養生期
- 5：その他医師が利用可能と判断した病気・けが

受入不可とする疾患、症状

- 1：麻疹（はしか）、百日咳、結核
- 2：おたふくかぜ⇒強い疼痛で水分摂取不能
- 3：みずぼうそう⇒すべての発疹がかさぶたになっていない場合
- 4：点滴等の治療が必要な状態である場合
- 5：小児総合医療センター医師が受入困難と判断した場合
- 6：受入時点で、受入後に症状の増悪、急変等が見込まれる場合

- 2 入室には「かかりつけ医師の診療情報提供書」が必要です。
- 3 受入時の問診時の症状により受入中止、または保育受入後に保育児の症状に
より保育中止となる場合があります。
保育開始後に医療センター医師による判断、症状の急変等で保育中止となっ
た場合は、緊急連絡先に連絡します。保育中（お預かりの時間中）は、いつで
も電話に出られる状態にしてください。